

国立研究開発法人物質・材料研究機構
MatNavi サービス利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<p>(データ等の権利)</p> <p>第9条 MatNavi及び本サービスにより提供される本データの利用及び管理の権限は機構が保有しています。MatNavi及びサイトのウェブページ全体やシステム全般についても機構が著作権を有しています。</p> <p>2 機構は登録者に対し、教育のための、又は、研究開発・製品開発及びその製造ならびにこれらに付随する検討のための、自己利用に限定して、本データの利用を許諾します。</p> <p>3 登録者が、本データの活用による研究開発・製品開発の成果物を公開するに際しては、<u>次に掲げる方法により</u>機構および本サービスの名称をデータの出典として表示するものとします。但し、当該表示をしないことを機構が承認した場合を除きます。</p> <p><u>一 謝辞として以下の記載、もしくは類する表現を明記すること。</u> <u>「本研究(の一部)は、物質・材料研究機構(NIMS)のデータ中核拠点(MDPF)が提供する[データベース名]を利用して実施されました。」</u></p> <p><u>二 論文等において本サービスを引用する場合は、出典としてDICEのポータルサイトに掲載されたリストから適切な参考文献を選択してこれを記載すること。適切な参考文献がないときは以下を記載すること。</u> <u>「データベース名：データベースのURL 物質・材料研究機構(NIMS)、アクセスした日付」</u></p> <p><u>三 論文等においてデータを引用する場合は、当該データにデジタルオブジェクト識別子(DOI)が付与されている場合は、出典として当該DOIを記載すること。DOIが付与されていない場合は、以下を記載すること。</u> <u>「データベース名：データの掲載URL 物質・材料研究機構</u></p>	<p>(データ等の権利)</p> <p>第9条 MatNavi及び本サービスにより提供される本データの利用及び管理の権限は機構が保有しています。MatNavi及びサイトのウェブページ全体やシステム全般についても機構が著作権を有しています。</p> <p>2 機構は登録者に対し、教育のための、又は、研究開発・製品開発及びその製造ならびにこれらに付随する検討のための、自己利用に限定して、本データの利用を許諾します。</p> <p>3 登録者が、本データの活用による研究開発・製品開発の成果物を公開するに際しては、機構および本サービスの名称をデータの出典として表示するものとします。但し、当該表示をしないことを機構が承認した場合を除きます。</p> <p><u>(挿入)</u></p> <p><u>(挿入)</u></p> <p><u>(挿入)</u></p>

(NIMS)、アクセスした日付」

4 本データ利活用に係わる機構の権利や登録者による出典表示義務等に関して懸念のある登録者は、ユーザー相談窓口 (dice_help@nims.go.jp) に相談して下さい。

(略)

(利用の報告)

第16条 登録者は、本サービスの利用期間中、毎年度の指定された期日までに、機構が定める方法で利用報告書を提出するものとします。

(契約終了後の効力)

第17条 (略)

(準拠法、裁判管轄)

第18条 (略)

(略)

附 則 (令和6年8月1日)

この約款は、令和6年8月1日から施行する。

4 本データ利活用に係わる機構の権利や登録者による出典表示義務等に関して懸念のある登録者は、ユーザー相談窓口 (mits@nims.go.jp) に相談して下さい。

(略)

(挿入)

(契約終了後の効力)

第16条 (略)

(準拠法、裁判管轄)

第17条 (略)

(略)